

## 公共施設等総合管理計画（案）に対する市民の皆様からの御意見と本市の考え

No	ページ及び行	該当箇所	意見内容	回答及び方針
1	p17	第2章 (1)公共施設の保有数量	9.供給処理施設の内、集落排水処理施設の施設物に対する更新時の取り扱いは、どのようにされるのか。 (集落排水使用料との取り扱いは、どのようにされるのか)	更新等への具体的な計画は、「農業集落排水施設最適整備構想」などで施設区分ごとに別に定めることとなります。
2	P27	第2章 (3)上水道施設の整備状況	連合管の取り扱いは、どのようにされるのか。 更新対象にあるのか。	連合管については、市所有の水道管ではないため、更新対象ではありません。
3	P40,46	図表及び本文	当初10年間に要する建物維持更新費の整合性 394.1億円 ⇔ 394.2億円 今後40年間に要する建物維持更新費の整合性 1,274.8億円 ⇔ 1,275.1億円	当初10年間に要する建物維持更新費は394.1億円、今後40年間に要する建物維持更新費は1,274.8億円と修正します。
4	その他		1級河川以外の護岸物及び砂防ダムなどはインフラ資産となっているのか	本計画では、定期的な更新等が必要とされている、道路、橋梁、上水道及び下水道をインフラ資産としているので、耐用年数が無限大とされている河川の護岸などはインフラ資産としておりません。
5	その他		ふるさと農道やサイクリングロード舗装など道路全長に含まれているのか	本計画では、市道及び自転車歩行者専用道路（サイクリングロードを含む）を道路としており、ふるさと農道は含めておりません。
6	意見		将来人口減少社会を考慮し、減築及び用途変更による活用など維持費削減に向けた取り組みを明記すべきと考える。	「減築」については、50ページの「(2)維持管理・修繕・更新等の方針」の「公共施設」において記載していますので、「減築」の後に「用途変更等」を追加します。
7	意見		集落維持が困難な地域に対する今後のあり方について、検討する段階にあると考える。	本計画は基本計画に当たり、各地域の施設については、実施計画で検討を進めてまいります。